

三芳町公用車広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、三芳町有料広告物取扱要綱(平成19年三芳町告示第2号。以下「要綱」という。)第5条の規定に基づき、町が有する公用車に掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告規格等)

第2条 広告掲載の位置、規格等は次のとおりとする。

- (1) 位置 公用車側面の左右リアドア及びバックドア
- (2) 規格 左右リアドア1㎡以内 バックドア0.3㎡以内
- (3) 素材 ラッピング・フィルム及びカッティングシート等、はく離が可能な素材を車体に貼付する方法で行い、車体塗装は行わないものとする。また、発光、蛍光、反射効果のある材料は使用しないものとする。
- (4) 道路交通の安全を阻害するおそれがなく、車両運行上の支障のないものとする。

(掲載期間)

第3条 広告の掲載期間は、原則として1年間とする。ただし、広告掲載の許可を受けた者(以下「広告主」という。)が希望する場合は、1か月単位で認めるものとする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、広告主と町が協議のうえ、公用車の運行管理状況等を勘案し、定めるものとする。

(広告主の募集方法)

第4条 広告主の募集は、広報及び町ホームページに掲載する。

(広告の申込)

第5条 広告の申込は、公用車広告掲載申込書(様式第1号)により、町長に申込みをするものとする。

(審査及び決定)

第6条 町長は、前条の申込書を受理したときは、要綱に基づき、速やかに審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 町長は、前項の規程により広告掲載の可否を決定したときは、公用車広告掲載決定・不掲載決定通知書(様式第2号)により、その旨を申込者に通知するものとする。

(広告掲載可能箇所及び広告掲載料)

第7条 広告掲載可能箇所及び広告掲載料は、別表のとおりとする。

2 広告主は、前項の掲載料を町長が指定する期日までに前納するものとする。

(広告の作成、掲載、撤去及び経費負担)

第8条 第6条の規定により広告掲載決定の通知を受けた広告主は、自己の責任において広告を作成し、その費用は全て広告主の負担とする。

2 広告の掲載及び撤去作業については、広告主の負担及び責任において行うものとする。

3 広告の掲載及び撤去作業の日程については、町と広告主で協議し決定するものとする。

(保証)

第9条 公用車に広告を掲載した後に、公用車の運行に伴う事故等により広告が毀損し、又は破損したときは、町が経費を負担して修復するものとする。ただし、経年に起因する広告の色あせなどの劣化については、対象外とする。

2 広告の掲載又は撤去により、公用車の車体表面、塗装、構造等を毀損し、又は破損したときは、広告主が経費を負担し、原状修復するものとする。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日より施行する。

別表 (第6条関係)

掲載箇所	申込単位	掲載料	
		1月あたり	1年あたり
側面 (2面)	1台	2,000円	24,000円
		500円	6,000円
後部 (1面)	1台		